議案第１１２号

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　区長等の給料の額及び期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和４７年６月世田谷区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「１００分の２０７．５」を「、６月に支給する場合においては１００分の２０７．５、１２月に支給する場合においては１００分の２１７．５」に改める。

別表第１区長の項中「１，０９６，６００円」を「１，１３６，０００円」に改め、同表副区長の項中「８４４，０００円」を「８７４，３００円」に改める。

第２条　世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「、６月に支給する場合においては１００分の２０７．５、１２月に支給する場合においては１００分の２１７．５」を「１００分の２１２．５」に改める。

附　則

１　この条例中第１条及び次項の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（別表第１の改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の世田谷区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。この場合において、第１条の規定による改正前の世田谷区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。